

平成 18 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 マ ル カ キ カ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 釜 江 信 次
(コード番号 : 7594 東証・大証 各第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 森 康 明
(TEL . 072 - 625 - 6551)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 1 月 18 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 800,000 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 1 月 25 日(水)から平成 18 年 1 月 31 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、丸八証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、いちよし証券株式会社、コスモ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 18 年 2 月 3 日(金)から平成 18 年 2 月 7 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が平成 18 年 1 月 25 日(水)、平成 18 年 1 月 26 日(木)又は平成 18 年 1 月 27 日(金)の場合は平成 18 年 2 月 3 日(金)とし、その他の日の場合には発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 配当起算日 | 新株式に対する配当起算日は、平成 17 年 12 月 1 日(木)とする。 |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）＜後記【ご参考】1.を参照のこと。＞

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 120,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 野村証券株式会社 120,000株
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から120,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 第三者割当による新株式発行＜後記【ご参考】1.を参照のこと。＞

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 120,000株
- (2) 発 行 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 野村証券株式会社 120,000株
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平成18年2月21日(火)
- (6) 払 込 期 日 平成18年2月21日(火)
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年12月1日(木)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社から120,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、120,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得するために、当社は平成18年1月18日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成18年2月21日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成18年2月14日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,400,000株	（平成18年1月18日現在）
公募増資による増加株式数	800,000株	
公募増資後の発行済株式総数	9,200,000株	
第三者割当増資による増加株式数	120,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	9,320,000株	（注）

（注） 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,697,916 千円については、子会社への貸付金に 1,330,000 千円、残額を借入金返済に充当する予定であります。子会社における資金使途は、工場設備の建設に 400,000 千円、レンタル用機械設備の購入に 630,000 千円及び運転資金に 300,000 千円を充当する予定であります。

なお、平成 17 年 11 月 30 日現在、設備投資計画は以下のとおりであります。

重要な設備投資の新設

会社名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
ソノルカエンジニアリング株式会社石川工場	石川県能美市	産業機械部門	工場設備	300,000	-	親会社借入金(注)2.	平成18年5月	平成19年2月	(注)4.
マルカ・フィリピン	フィリピンマニラ	産業機械部門	倉庫・工場設備	100,000	-	親会社借入金(注)2.	平成18年3月	平成18年5月	(注)5.
マルカレンタルサービス株式会社(注)3.	大阪府茨木市	建設機械部門	レンタル用機械設備	330,000	-	親会社借入金(注)2.	平成17年12月	平成20年11月	クレーン他43台
ジャパンレンタル株式会社	神奈川県川崎市	建設機械部門	レンタル用機械設備	300,000	-	親会社借入金(注)2.	平成18年2月	平成20年11月	高所作業車他14台
合計				1,030,000	-	-	-	-	-

(注)1.上記の金額には、消費税等が含まれております。

2.この度の増資による調達資金を充当する予定です。

3.マルカレンタルサービス株式会社は、平成18年3月1日付でマルカカイ株式会社と簡易合併する予定です。

4.ソノルカエンジニアリング株式会社の設備投資により、仕入原価の外注加工費の削減を図るものです。また、プレス機械メーカーとの提携を強化し、自動車メーカー向けの受注も促進するものです。

5.マルカ・フィリピンの設備投資により、ユーザーの工場設備のメンテナンスの受注を図り、ユーザーの設備更新需要にも対応し、機械受注も促進していくものです。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達を上記(1)に記載する使途に充当することにより、子会社の事業強化を通じてマルカカイ・グループの中長期的な収益力の向上と事業規模の拡大を目的としております。また、自己資本の増強により、財務バランスの向上が見込まれます。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主各位に対する安定的な配当の維持及び適正な利益還元を利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、株主配当金につきまして、将来にわたる安定配当の維持を基本とし、さらに、企業の収益状況を勘案して決定するものと考えております。

従いまして、各期の業績や経営環境等を総合的に勘案の上、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

今後予想される経営環境の変化に対応するとともに、長期的展望に立った新規事業の開発等、将来に向けた事業拡大と経営の効率化のために必要なものと位置づけております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年11月期	平成15年11月期	平成16年11月期	平成17年11月期
1株当たり当期純利益	28.49円	29.61円	63.29円	113.18円
1株当たり配当金 (内1株当たり中間配当金)	8円 (-)	8円 (-)	10円 (-)	14円 (-)
実績配当性向	28.08%	25.05%	15.80%	12.37%
株主資本利益率	4.30%	4.62%	10.55%	16.00%
株主資本配当率	1.21%	1.16%	1.60%	1.92%

(注) 1. 「株主資本利益率」は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 「株主資本配当率」は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 平成16年7月20日付で1株につき1.2株の株式分割を行っております。

4. 平成17年11月期の数字は、未監査となっております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、今回の公募増資および第三者割当増資実施後の発行済株式総数(9,320,000株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は3.08%となる見込みです。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当該制度の内容は以下の通りであります。

株主総会の特別決議日	平成 17 年 2 月 24 日
発行取締役会決議	平成 17 年 2 月 24 日
新株式発行予定残数	287,000 株
新株予約権の行使時の払込金額	741 円
資本組入額	371 円
行使期間	平成 19 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 27 日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 11 月期	平成 16 年 11 月期	平成 17 年 11 月期	平成 18 年 11 月期
始 値	217 円	300 円	717 円	1,645 円
高 値	390 円	800 円 810 円	1,645 円	2,180 円
安 値	205 円	286 円 615 円	672 円	1,540 円
終 値	300 円	719 円	1,640 円	2,170 円
株 価 収 益 率	10.13 倍	11.36 倍	14.49 倍	-

(注) 1. 本株価は、大阪証券取引所におけるものであります。

2. 平成 18 年 11 月期の株価については、平成 18 年 1 月 13 日現在で表示しております。

3. 印は株式分割による権利落後の株価を示しております。(平成 16 年 7 月 20 日付で 1 株につき 1.2 株の株式分割を行っております。)

4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(平成 17 年 11 月期の数字は、未監査)で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。